

## 役員の選出(会長選出部分のみ)

## (会長選出)

第1条 会長を選出する場合は、選挙管理委員会により選出過程を管理する。

2 選出は次の場合に行う。

- ① 会長最終任期終了時
- ② 会長が任期途中に於いて解任決議された場合
- ③ 会長が個人理由で退任を理事会へ届け出た場合
- ④ 事故等により会長職継続不可能と理事会で判断された場合

3 会長1期目の終了時で引き続き任に当たる事を希望する場合は信任投票とする。

4 信任投票経過については会長選出手順に準じて行うが他の立候補は募集しない。

## (選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は支部長3名で構成し、支部長会に於いて選出する。

2 選挙管理委員会結成は会長任期終了年度12月1日までに、若しくは会長離任決定後直ちに行う。

## (会長立候補者公募)

第3条 選挙管理委員会は結成後直ちに会長立候補者を公募する。公募期間は2週間とする。

2 公募方法は本連盟HPに掲示する他、各支部、各代議員へ文書、若しくは電子媒体により通達する。

## (会長立候補者)

第4条 立候補可能者は立候補時に本連盟に会員として連続10年以上在籍し、在籍中本連盟により戒告を越える処分を受けた事の無い者とする。

2 年齢は定款26条より19歳から80歳までとする

3 役員細則第2条第3項、第4項により当該選挙に立候補出来ないグループを除く。

4 立候補者は下記いずれかの推薦人を必要とする。

- ・現幹部 3 名以上の推薦
- ・支部長 5 名以上の推薦
- ・代議員 20 名以上の推薦

5 立候補を希望する者は期間内に次の書類を送付し、同時に電子的媒体でも送付する。書類は A4 サイズを用いる。書式、用紙は特に指定しない。

- ① 最終学歴と職歴および剣道関連履歴を簡潔明瞭に記した履歴
- ② 立候補理由書
- ③ 推薦人全員の自筆署名

6 選挙管理委員会に於いて、また選挙管理委員会解散後は理事会に於いて立候補内容に虚偽があると確認された場合、その時点で当該者は除名となる。この場合除名のための諸手続は省略出来る。

(会長立候補者確認)

第 5 条 選挙管理委員会は立候補希望者文書の書式や内容に虚偽や漏れがない事を立候補締め切り後 2 週間以内に確認しなければならない。

(会長選出選挙準備)

第 6 条 選挙管理委員会は前条確認作業後直ちに、会長選挙の為の総会開催を現会長に、現会長が欠の場合は会長代行者に要請する。

2 要請された会長、若しくは会長代行者は 2 週間以内に臨時総会を招集する。但し、予定された総会が 1 ヶ月以内にある場合、この会を会長選挙の会として指定する事も出来る。

(選出選挙)

第 7 条 会長選出、選任は総会に於いて直接行う。

2 会長選挙時の司会は選挙管理委員長が行う。定時の総会時に選挙を行う場合は選挙管理委員長による司会は会長選挙のみに限られる。

3 選挙は選挙権を持つ全代議員の 5 分の 4 以上が参加しなければ実施出来ない。

- 4 投票の前に各候補は選挙管理委員会が予め決定した順序により、5 分以内に自己の立候補理由、会長となった場合どのような事業展開により連盟に資する事が出来るかを表明出来る。
- 5 出席代議員の過半数を超える票を得た者を当選者とする。
- 6 初回の投票で過半数を超える票を獲得する候補者がいなかった場合、2 番目までの多数票をえた候補者 2 名による決選投票を行う。
- 7 前項の投票に於いては投票数の過半数を得た者を会長と認定する。
- 8 投票は投票者無記名の投票用紙を用い、立候補者の氏名を記入、若しくは予め印刷された立候補者氏名に○印を付け、投票箱等に投入する事により行う。
- 9 立候補者が 1 名の場合は信任投票となる為、記入は○、若しくは×を記入する。
- 10 出席出来ない代議員は代理出席を依頼する事が出来る。この場合、1 週間前までに自筆文書により、代理者の氏名、役職を明記した文書を事務局宛に届くよう送付し、電話、若しくは電子媒体により確認を行わなければならない。
- 11 投票結果の確認は選挙管理委員 3 名と、参加した監事全員によって行う。
- 12 事務業務は事務局長指導の下、事務局がこれに当たる。